

## ↳ 住民税の住宅ローン控除

**Q** : 住宅ローン控除が、所得税額から控除し切れなかったときは、住民税から控除されるそうですが、簡単にできる方法はないのですか？

**A** : 総務省の方で、専用のホームページを開設したり、専用ツールを配布することを検討しているとのこと。

### 【解説】

税源移譲が国から地方に行われる関係で、平成11年から18年までの住宅ローン控除適用者のうち、所得税額から税額控除できなかった者は、住民税額から控除されることとなっていますが、この手続きは、対象者本人が行わなければならないこととなっています。

対象になるかどうかは、源泉徴収票に「住宅借入金等特別控除可能額」の記載があるかどうかでわかるようになるのですが、実際の控除額の算定については、税の知識がないとなかなか難しいものと思われま

す。そのようなことから、総務省では、納税者の負担をできるだけ軽減するため、①必要事項を入力すれば自動で金額を算出してくれるホームページを設けることや、②専用ソフトを配布することを検討しているとのこと。

また、申請書についても、源泉徴収票や所得税の確定申告書に記載された金額を転記するだけで簡単に計算できるものを検討しているとのこと。

